

# 別府市立大平山小学校『いじめ防止基本方針』

令和7年6月改訂

## I. いじめ防止等のための基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。つまり、いじめは決して許される行為ではなく、いじめを受けている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行っている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導する必要がある。

### (いじめの定義)

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」第2条第1項において次の通り規定されており、別府市においても、本校においても、これを踏まえて取り組むものとする。

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、「別府市いじめ基本方針」に挙げた、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## II. いじめ防止等の対策に関する事項

### 1. いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的・組織的に行う中核となる組織として**校内いじめ防止等対策委員会**を設置す  
<構成員>

校長、教頭、教務、生活指導主任、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、いじめ不登校対策担当、養護教諭、人権教育主任、当該学級担任

#### <活動>

- ①いじめの防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案の対応に関すること
- ④重大事態への対処に関すること
- ⑤学校評価、学校運営改善の取組について

#### <開催>

月1回を原則とし、いじめ事案発生の際は緊急開催とする。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等も参加する。

### 2. いじめの防止に関する事項

「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起りうること」を踏まえ、より根本的ないじめの問題解決のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

ア 校内の指導体制を整え、十分な情報収集と正確な事実確認、適切な診断と適時な指導により、問題行動やいじめを見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ 児童が、自分自身を大切にしていこうとする気持ちを持つように、また、周りを大切にしていこうとす

- る気持ちを持つように、全ての教育活動を通して、人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- ウ 児童が主体的に取り組むことができるような「わかる」授業の推進、全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫を図る。
- エ いじめの防止等の教職員の資質向上のために、校内研修を実施する。
- オ 学校運営協議会を活用し、いじめの問題について協議する場を設けるなど、保護者や地域住民との連携を図る。
- カ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童や保護者に対し、情報モラル講習や啓発活動を行う。
- キ 発達障がいを含む、障がいのある児童等、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該の児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3. いじめの早期発見に関するこ

- ア いじめアンケート調査  
いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。  
①いじめに関するアンケート（6月、11月、2月） ②生活アンケート（7月、12月）
- イ 児童及び保護者が相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。  
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、養護教諭等の活用。  
②別府市総合教育センター、中央児童相談所等の関係機関の周知。
- ウ 日々の観察  
①教職員が児童たちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。  
②連絡帳や生活ノート等の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

### 4. いじめ事案の対応に関するこ

- ア いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実の確認を行い組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すとともに、事情や心情に配慮し、その状況に応じて継続的なケアを行う。
- ウ いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、適切にかつ継続的な指導・支援を行う。
- エ いじめの状況に応じて、いじめを受けた児童やその保護者の意向を配慮の下、教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- オ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。  
①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3ヶ月を目安とする）ただし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は「いじめ防止等対策委員会」の判断により、長期の期間を設定する。  
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

### 5. 重大事態への対処に関するこ

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。また、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときも、同様に対処する。

- ア 事態発生について、別府市教育委員会を通じて別府市長へ報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（「いじめ防止等対策委員会」を母体として、心理・福祉の関係者や保護者代表等の委員を加えた構成とする）を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### 6. 学校評価、学校運営改善の取組について

- ア いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価する。
- イ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の活用により、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

### III. 全体指導計画

	主な取組	具体的な内容
4月	○児童観察、学級づくり ○児童に関する情報交換 ○学年始め参観授業・懇談会 ○「いじめ防止基本方針」確認	・「気になる子」を中心に引き継ぎ事項の確認 ・児童に関する情報交換・支援の共通理解 ・学級・学年経営方針の検討・決定および保護者への説明 ・いじめ対応に関する共通理解
5月	○保護者面談又は家庭訪問 ○児童に関する情報交換	・低・中・高学年部で子どもたちを指導する中で、児童観察をし、支援の在り方をさぐる。 ・家庭での児童の様子や、家庭の様子を把握するとともに、家庭との連携をとる。
6月	○いじめ問題アンケート実施 ○児童に関する情報交換	・学級での友だち関係や学級集団への所属意識を分析して学級経営を見直す。 ・1学期に、把握できていないいじめがないか確認し、ある場合には組織的に解決にあたる。
7月	○学期末参観授業・懇談会 ○児童生活アンケートの実施 ○自己評価の実施	・子どもの成長を報告するとともに、夏休みに向け家庭への協力を求める。 ・いじめに対する子どもの意識を確認し、2学期以降の指導に生かす。
8月	○研修会 ○児童に関する情報交換	・1学期の児童の様子や2学期に向けての生活指導について情報共有をする。 ・いじめ問題の理解と対応、防止対策について研修する。
9月	○児童に関する情報交換 ○運動会に向けての集団づくり	・各クラスにおいて、夏休みに家庭や地域で、いじめや問題がなかつたかを探り、あった場合は組織的に解決にあたる。
10月	○児童に関する情報交換	
11月	○いじめ問題アンケート実施 ○児童に関する情報交換	・2学期に、把握できていないいじめがないか確認し、ある場合には組織的に解決にあたる。
12月	○児童生活アンケートの実施 ○自己評価の実施 ○児童に関する情報交換 ○学期末参観授業・懇談会	・いじめに対する子どもの意識を確認し、2学期以降の指導に生かす。 ・いじめ対策について、保護者への啓発にあたる。
1月	○児童に関する情報交換	・各クラスにおいて、冬休みに家庭や地域で、いじめや問題がなかつたかを探り、あった場合は、組織的に解決にあたる。
2月	○いじめ問題アンケート実施 ○児童に関する情報交換	・3学期に、把握できていないいじめがないか確認し、ある場合には組織的に解決にあたる。
3月	○学年末参観授業・懇談会	・子どもの成長を報告するとともに、新学年に向け家庭への協力を求める。